○外務省告示第三百三十一号

平成二十五年十月八日にワシントンで、X線天文衛星（ASTRO－H）計画に係る協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月七日

外務大臣　岸田　文雄

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、日本国政府の「宇宙基本計画」に基づく独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため主務大臣により認可を受けた中期計画の一部として機構が実施するX線天文衛星の開発、打上げ、運用及びデータの収集並びにこれに関連する科学的活動のためのX線天文衛星（ASTRO－H）計画（以下「計画」という。）に係るアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「NASA」という。）と機構との間の協力に関しアメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本長官は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術における研究開発のための協力に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定であってその後、延長され、及び改正されたものに留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定及び代位請求に関する両国政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、アメリカ合衆国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

1　計画は、NASAと機構との間において合意される了解覚書（MOU）の条件に従って実施される。

2　計画は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。

3　別段の合意がない限り、日本国政府は、ASTRO－Hを千九百七十五年一月十四日にニューヨークで作成された宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（以下「登録条約」という。）に従って宇宙物体として登録する。登録条約に従った登録は、千九百七十二年三月二十九日に作成された宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約に基づくNASA、機構又は両政府の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

4　NASA及び機構は、計画から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

5　この取極は、一方の政府が他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を六箇月前に書面により外交上の経路を通じて通告することによって終了させない限り、七年間効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により延長し、改正することができる。

本長官は、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十月八日にワシントンで

アメリカ合衆国国務長官に代わる

ジュディ・G・ガーバー

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使

佐々江賢一郎閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（米国側書簡）

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十月八日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる

水越英明

アメリカ合衆国国務長官

ジョン・フォーブス・ケリー閣下

○外務省告示第三百三十二号

平成二十五年十月二十二日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「識字能力強化計画（第三期）」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　識字能力強化計画（第三期）の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十億二千万円

3　署名者

日本側　髙橋博史在アフガニスタン大使

国際連合教育科学文化機関側　パオロ・フォンタニ在アフガニスタン事務所長

平成二十五年十一月七日

外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第二百三十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月七日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	変更前後別	事業所の所在地
一般財団法人　発電設備技術検査協会（西日本支部）	前	大阪市北区神山町1番3号新扇町ビル
	後	大阪市北区堂島二丁目1番16号フジタ東洋紡ビル

○国土交通省告示第千九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1217	ALCパネルを用いた軽量鉄骨造の界床による遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	平成25年10月21日

○東北地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月七日

東北地方整備局長　小池　剛

○外務省告示第三百三十三号

平成二十五年十月二十二日にビシュケクで、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国及びタジキスタン共和国における「中央アジア国境連絡事務所設立計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中央アジア国境連絡事務所設立計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千百万円

3　署名者

日本側　小池孝行在キルギス大使

国際連合側　アレクサンドル・フェドゥロフ国際連合薬物犯罪事務所在キルギス事務所長

平成二十五年十一月七日

外務大臣　岸田　文雄